2018年度募集要項(大学推薦)

奨学金制度の概要

1)奨学金給付額
年額200万円、150万円又は100万円(当財団選考委員会による評価に応じて決定。他奨学金との併給不可)
※学業成績が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

2)奨学期間
1年間(2018年4月～2019年3月)
※奨学期間中、所属大学に在学していることが条件です。

3)申請者の区分
1.新規申請者:当財団から奨学金の給付を受けたことのない者
2.継続申請者:当財団から過去に大学推薦により奨学金を給付された者
※ただし、継続申請は2017年に成果・進展のあった者に限り認めます(奨学期間は最長3年まで)。

4)給付停止の要件
1.退学したとき
2.奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
3.奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
4.けが、病気などのため成業の見込みがなくなったとき
5.学業成績又は性行が不良となったとき
6.奨学金を必要としない理由が生じたとき
7.上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
8.在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
9.その他奨学生としての資格を失ったとき

推薦対象者の資格

(1)2018年4月1日時点で満38歳以下の私費留学生(在留資格が「留学」の者に限る)
(2)当財団が指定する大学院の正規課程に在学する医歯薬学、経営学及び工学を研究する者
(ただし、医歯薬学・工学については博士後期課程在籍者に限る。また工学は人間医工学・生体材料工学、生命情報学・計算科学及び創薬等、医学・薬学に関連の深い分野の研究をしている者に限る)
※医学・薬学との関連が願書に明記されていない場合は選考対象外
(3)過去に大学推薦または直接応募で当財団に応募し不合格になったことがない者
(4)これまで直接応募で当財団の奨学生として採用されたことがない者
(5)向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
(6)独自性のある研究、革新的な研究に携わっている者
(7)国際的視野を持ち、日本と各国の架け橋としてリーダーシップを発揮できる者
(8)学資の支弁が困難と認められる者
(9)当財団のイベントや奨学生のネットワークに積極的に参加し協力できる者
(10)日本語を学ぶ意欲のある者
※英語で書かれた願書も受け付けますが、願書及び面接において日本語への意欲が見られない場合は減点します。
(11)上記(1)～(10)の資格及びその他当財団の定める条件を満たす者
※標準修業年限内での修了が見込めない者は推薦不可

応募方法　昨年度より申請サポートシステムを導入しました。「Web提出」と「原本の郵送」の両方の手続きが必要です。

1)応募の方法　※詳細は別紙「申請の流れ」をご覧ください。
1.https://otsuka.yoshida-p.net/suisen/より申請サポートシステムへ入り、「申請の流れ」に従って基本情報を入力の上、PDFにした願書(推薦状は除く)、成績証明書、日本語訳(英語で願書を記入した場合のみ)をWeb提出してください。
※Web提出する願書にも必ず写真を貼付すること
願書は必ずスキャンしてPDFにすること(アプリなどで写真をPDFに加工したものは不可)
入力した基本情報と願書の内容に差異がある場合は選考対象外となります。
2.Web提出後に通知される受付番号を必要箇所に記入の上、応募書類をまとめて大学の担当者に提出してください。
3.大学のご担当者は下記の応募書類を取りまとめの上、事務局宛に郵送してください。
※Web提出した願書と郵送した願書に差異がある場合は選考対象外となります。
※提出された書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用しません。
なお、応募書類は返却しません。

【送付先】　〒540-0021　大阪府大阪市中央区大手通3-2-27　大塚グループ大阪本社ビル
公益財団法人大塚敏美育英奨学財団　事務局

※必ず大学を通じて応募してください。応募者本人からの直接の問い合わせ・応募は受け付けません。

2)応募書類

1.奨学生願書(A4サイズで片面印刷した当財団指定用紙を使用し、ホチキス留めはしないこと)

※推薦状以外の書類はすべて応募者本人が手書きすること
なお、英語で書かれた願書も受け付けますが、日本語訳の添付が必須です。詳細はQ&Aを参照してください。

※継続申請者は過去に応募した際の願書を書き写さないこと。前回の記述を一部でも書き写した者は選考対象外。抱負や研究内容に変更がなかったとしても、必ず新たな表現で書き起こすこと

2.推薦状(推薦者が自筆で署名の上、密封して提出すること)

3.写真1枚(4.5×3.5cm、カラー、上半身正面で、応募前6ヵ月以内のものを願書に貼付のこと)

4.成績証明書(履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のものを送付すること)

※成績証明書は1年分必要なため、直近のものが半年分の場合はその前年のものも添付すること

5.在学証明書(募集開始日以降のもの。コピー不可)

6.住民票の写し(募集開始日以降のもの。コピー不可。記載内容が省略されたもの不可。マイナンバーが記載されたもの不可)

7.奨学生願書及び成績証明書のコピー5セット

※「1.奨学生願書」及び「4.成績証明書」をA4サイズで片面コピー(写真貼付の願書1枚目のみカラー)したものを1セットとして、5セット同封すること。なお、ホチキス留めはしないこと

3)締切日

Web提出:2017年12月4日(月)17時
郵　　送:2017年12月6日(水)17時(事務局必着)

選考、採用及び奨学金の給付について

1)選考

選考は書類選考と面接によって行い、採用は選考委員会を経て代表理事が決定します。
なお、面接は大阪で2018年2月9日(金)～12日(月・祝)に行います(予定)。

2)採用

3月末日までに採否を大学に通知します。
採用された場合、当財団指定の「確認書」の提出及び2018年7月下旬～8月上旬に開催する当財団認定式への出席が必須となります。

3)奨学金の給付時期

原則として年間給付額を2回に分けて、8月(認定式終了後)、12月の一定日に本人名義の口座に直接振り込みます。

特　徴

この奨学金の特徴は次の通り
(1)奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
(2)奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

奨学生の義務

奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。
(1)奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
(2)次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を代表理事に届け出ること
1.休学、復学、転学又は退学したとき
2.停学その他の処分を受けたとき
3.氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
4.留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
(3)下記の書類を代表理事に提出すること
1.在学証明書及び生活状況報告書
2.成績証明書
(4)当財団主催の行事に参加すること
(5)奨学期間終了後も定期的に当財団に近況を報告し、卒業生のネットワークに参加すること